



2018年3月12日
東京エムオウユウ事務局

2017年集中検査キャンペーン結果の中間報告について

～航行安全に関する要件は概ね遵守されていることを確認～

東京MOUでは、2017年9月1日から11月30日までの間、航行安全（SOLAS条約第V章関係）に関する**集中検査キャンペーン**を実施しましたが、このほど同キャンペーン結果の中間報告がまとまりましたので、英文ウェブサイト※に掲載、公表しました。

なお、最終報告書については、11月に中国（杭州）において開催予定の第29回PSC委員会で審議、承認された後に公表の予定です。

中間報告の主な内容は、下記のとおりです。

※ <http://www.tokyo-mou.org/>

記

1. 検査キャンペーンの時期等

2017年9月1日～11月30日

（テーマ）航行安全（SOLAS条約第V章関係）

2. 検査隻数

期間中、加盟国当局において **6,720隻** の外国商船にPSCを実施しました。

旗国当局別検査隻数（上位3当局）

順位	旗国当局名	隻数（全体に占める割合）
1	パナマ	1,876（28.0%）
2	香港（中国）	650（9.7%）
3	マーシャル諸島	610（9.1%）

船種別検査隻数（上位3船種）

順位	船種	隻数（全体に占める割合）
1	ばら積み船	2,360（35.1%）
2	一般/多目的貨物船	1,333（19.8%）
3	コンテナ船	1,186（17.7%）

3. 検査の結果等

期間中の拘留隻数 157 隻 (検査隻数の 2.34%)

うちキャンペーンに関する事項での拘留隻数 36 隻 (同 0.54%)

旗国別拘留隻数 (キャンペーン関係の拘留) (上位 3 当局)

順位	旗国当局名	拘留隻数 (検査隻数)
1	パナマ	9 (1,876)
2	ベリーズ	4 (173)
2	リベリア	4 (543)

拘留率 (キャンペーン関係の拘留) の高い旗国 (上位 3 当局)

順位	旗国当局名	拘留率 (検査隻数)
1	タンザニア	33.3% (3)
2	パキスタン	25.0% (4)
3	クック諸島	14.3% (7)

欠陥指摘の多かった項目 (上位 3 項目)

順位	欠陥項目	件数 (全体に占める割合)
1	航海計画関係	338 (21.8%)
2	航海灯・信号灯関係	304 (19.6%)
3	BNWAS の遠隔可聴警報理解度関係	168 (10.9%)

(注) BNWAS : 船橋航海当直装置

以上

<お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田・寧 (ニン)
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロール（P S C）に関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定（1993年12月にアジア太平洋地域18カ国が署名・締結）。

2018年3月現在、以下の20の当局がメンバーとなっている。また、パナマが準メンバーとなっているほか、6の当局及び8のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ヴィエトナム

オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリ MOU、インド洋 MOU、黒海 MOU、Viña del Mar Agreement（南米 MOU）、リヤド MOU、カリブ海 MOU

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。外国船舶が安全、保安、海洋環境保護、船員の居住・作業環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された条約要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。